

月報私学

2019

8

VOL.260



滋賀短期大学附属高等学校は、普通科と生活デザイン科の2学科を擁し、手厚く丁寧な指導で創立101年目を迎えた伝統ある学校です。今年1月竣工の1号館（写真右上）には、300人収容のマルチホール（写真左下）やアクティブラーニング教室（写真左上）、蔵書の充実したライブラリーと多くの生徒が自習に集うスタディラボ（写真右下）等があり、自ら考え、行動し、誠実で思いやりのある生徒を育成しています。

写真提供：学校法人 純美礼学園 滋賀短期大学附属高等学校（滋賀県大津市）

CONTENTS

● 2019年度 若手・女性研究者奨励金 贈呈式	2
● 2020年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募	4
● 2019年度 学術研究振興資金 贈呈式	5
● 2020年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募	5
● 経営分析に役立つ！私学情報提供システムのご案内	6
● 平成30年度 私立大学等改革フォーラムの報告	8
● 令和元年度 特定健康診査の結果報告にご協力をお願いします	9
● 「資格取得報告書」等を提出する際の注意点／ マイナンバー制度における情報連携（照会事務）の本格運用が開始されました／ 私学共済ホームページの施設検索機能をご活用ください	10
● 加入者貸付制度のご案内／接骨院・整骨院の施術を受けるとき	11
● 被扶養者認定申請事例（子どもの認定）	12
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

2019年度 若手・女性研究者奨励金 贈呈式

―若手研究者奨励金31件、女性研究者奨励金31件を贈呈―

私学事業団では、5月17日に「2019年度 若手・女性研究者奨励金 贈呈式」を、東京ガーデンパレスにて開催しました（配付状況については表参照）。文部科学省や、若手・女性研究者奨励金への支援者などから45名の来賓、関係者をお招きするとともに、「若手研究者奨励金」に選ばれた31名の中から19名、「女性研究者奨励金」に選ばれた31名の中から22名、計41名の研究者に出席いただきました。

理事長挨拶

初めに、本事業団理事長 清家篤から、この若手・女性研究者奨励金は、私立大学の多様で特色ある研究を助成



若手・女性研究者奨励金 贈呈式

するものであり、大きな変化の時代に生きている中、既成概念にとらわれないユニークでチャレンジングな研究を支援したい旨、また、素晴らしい研究をするポテンシャルがあっても、競争的研究費の獲得において不利になっている、研究の実績が十分でない若手研究者や結婚・出産などのライフイベントのために研究の中断を余儀なくされていた女性研究者に対し、支援をしたい旨、述べました。

続いて、本事業に賛同いただき、寄付をいただいた企業や団体に対し御礼と感謝を述べ、本事業が寄付をいただいた企業と研究者とをつなぐものとなり、これをきっかけに研究の協力も進んでいくと嬉しく思うと述べました。

そして、本奨励金を贈呈される研究者には、「本奨励金の創設の趣旨に則り、世界を、未来を切り拓く意気込みを持って研究に励んでいただき、今後ますます活躍することを祈念する」と、激励しました。

来賓祝辞（文部科学省）

次に、文部科学省 高等教育局 私学部長 白間竜一郎様（私学助成課長 井上睦子様 代読）から、次のような祝辞をいただきました。

「現在、人生百年時代、ソサエティ5・0、グローバル化といった、いろいろな課題がある中で、我が国の成長を担う人財育成、イノベーションの創出や、地方創生に向けた取り組みなど、大学の果たす役割への社会からの期待はますます大きくなっています。

特に、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を展開する私立大学は、我が国の高等教育の8割を担っており、強みや特色を十分に活かしつつ、教育研究活動の充実を図っていくことが今後一層重要となります。

文部科学省としても、もっと寄付をしていただきやすくするよう、税制上の優遇措置の充実に力を尽くしていきたいと思っております。

奨励金贈呈を受けられる皆様が活躍されることが、この奨励金の一層の発展につながり、後輩の研究者への支援につながっていくと思っておりますので、皆様が活躍されることを心より祈念します。」

来賓祝辞（寄付者）

次に、若手・女性研究者奨励金にご支援を賜った寄付者を代表して、第一生命保険株式会社 代表取締役会長 渡邊光一郎様（常務執行役員 高橋千恵子様 代読）から、次のような祝辞をいただきました。

「一身独立して一国独立す。これは福澤諭吉の『學問ノス、メ』の中の有

名な言葉ですが、この言葉が表すように、学問によって啓発された志ある人財がいてこそ、新たな時代を創造し、国や組織の持続的発展を可能にできました。志ある若手研究者、女性研究者による自由な発想での研究を対象とし、「これからの未来を創る次世代の担い手を支援していく」という思いに当社も共感し、支援をしました。未来につながる素晴らしい取り組みを、当社だけでなくもっと広くお知らせしていきたいと考え、本奨励金の趣旨に共感いただいた企業の皆様にも支援の輪を広げております。今後とも支援の輪を広げ、社会全体で皆様のチャレンジを支えていければと考えております。

この奨励金が、一人でも多くの若手・女性研究者のチャレンジの支えとなりまして、企業と大学をつなぎ、広く社会の発展に寄与する制度となることを祈念します。」

表 若手・女性研究者奨励金 配付状況

年 度 奨励金種類	2019年度		平成30年度からの累計	
	件数 (件)	配付額 (千円)	件数 (件)	配付額 (千円)
若手研究者奨励金	31	12,400	62	24,800
女性研究者奨励金	31	12,400	62	24,800
若手・女性研究者奨励金合計	62	24,800	124	49,600

選考経過報告

続いて、若手・女性研究者奨励金選考委員会委員長 高野克己氏から、2019年度 若手・女性研究者奨励金の選考経過の報告がありました。

「平成30年9月に公募をし、若手研究者奨励金に136件、女性研究者奨励金に136件、両奨励金合計で272件の応募があり、前年より60件以上の増加となりました。

私立大学はその建学の精神のもと、特色のある教育と研究を推進するという役割があります。そのためにも、社会に貢献するいい人財が必要です。本奨励金はそのような未来を担う人財を育てるためにも、若手研究者や女性研究者を支援していこうと創設したものです。皆様には本奨励金を活用してチャレンジングな研究を進めていただきたいと思っています。

多くの研究資金は、ネームバリューや、過去の業績や、確実に成果が得られるかが、審査において求められるかと思いますが、本奨励金においては、「研究の特色・独創性」、「研究目的」、「研究計画・方法」、「将来性・成長性」の四項目を評価の視点とし、特に「研究の特色・独創性」に評価の重きを置く採択基準を設けております。その採択基準に従い、23名の選考委員が審査を行い、若手・女性研究者奨励金選考委員会にて審議を行いました。

助成業務



清家理事長（右）から贈呈書を授与される
東京農科大学 中塚博子助教（左）

その結果、若手研究者奨励金31件、女性研究者奨励金31件が採択されました。今回、採択された皆様においては、この奨励金の趣旨をご理解いただき、自らの研究を通じて社会に役立つ、未来を創る人財として活躍することを期待しております。」

贈呈書授与

続いて、清家理事長から、若手研究者奨励金の受賞者を代表して東京農科大学 助教 中塚博子先生、女性研究者奨励金の受賞者を代表して静岡福祉大学 講師 本多祥子先生に贈呈書が授与され、次のようにご挨拶をいただきました。

「私の研究は、普段目にしないような下層土に着目して、土壌の生物や土壌の物理的構造の関係を明らかにすることを目的とした研究で、環境保全型



清家理事長（右）から贈呈書を授与される
静岡福祉大学 本多祥子講師（左）

農業の技術開発を目指し、さまざまな環境問題や食糧問題に通じる研究だと考えております。

この成果を、将来にわたって、国内や国外で問題になっております土壌の劣化やさまざまな環境問題に対して、食糧の安全な供給に貢献していきたいと考えております。」（中塚先生）

「私の座右の銘の一つに「学んだことの証は、変わる」という言葉があります。学ぶことによって何が変わるのか、変わることの好奇心と、挑戦する学びへのチャレンジ精神だけが取り柄として、これまでやってまいりました。三年前に、大学という畑に一歩踏み込んでからも、苦難の連続でしたが、「女性研究者奨励金」のチャレンジングというワードは、私に勇気と希望を持たせてくれました。

この感謝の気持ちを次への力に変え



ご挨拶をいただいた2名の代表受賞者

て、これからも学び続けて社会に貢献できるような人財になれるように努めてまいりたいと思います。」（本多先生）

その後、会場を移し、学校法人宮崎学園理事長、宮崎国際大学学長 山下恵子様のスピーチと乾杯の発声の後、参加者全員で懇談の会を行いました。

※採択された研究課題は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）寄付金▶「若手・女性研究者奨励金 配付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03(32330)7317・7319

Eメール kitukin@shigaku.go.jp

2020年度
若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募

私学事業団では、私立大学等に在籍する未来を担う若手研究者や女性研究者に対し、研究に取り組む機会の提供を図るため「若手・女性研究者奨励金」を創設し、平成30年度から配付しています。

この「若手・女性研究者奨励金」は、本事業団が独自で研究奨励金を配付する事業であり、「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の二つの奨励金で構成されています。

「若手研究者奨励金」については、私立大学に在籍する助教やポスト・ドクター等の職に相当する39歳以下の若手研究者を対象として、未来の担い手となる多様な研究者の育成を図る観点から、自ら考え、取り組む研究の機会の提供を目的としています。

「女性研究者奨励金」については、多様な人財の育成を図るうえでは女性研究者の一層の活躍が不可欠であるという観点から、出産、育児等さまざまな事情によりその能力等を十分に発揮する機会が得られなかった女性研究者が幅広く応募できるよう、年齢制限を設けず、女性研究者に特化して奨励金を配付することで、女性研究者の活躍の

促進を図り、私立大学等の一層の発展に資することを目的としています。

両奨励金とも、基礎研究・応用研究を問わず、特定分野に限定しない幅広い研究を対象に、既成の概念等にとらわれない、よりユニークでチャレンジングな研究を支援するという特色を特色としており、公募に当たっても応募者本人のこれまでの研究業績を問うことなく、所属長等の推薦等も一切必要ありません。

さらに、研究成果を求めることを重視せず、成否に関わらず、得られた結果を応募者本人の次の挑戦につなげることを期待したものと なっていますので、「自らが取り組んでみたい」という研究テーマでの応募が可能です。

なお、本事業団では、こうした本奨励金の特色を生かすためには、財源を社会からの直接の支援によるしくみとすることが望ましいという考えに立ち、寄付金の獲得に努めることとしており、寄付金募集の一環として、「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」による募金活動に取り組んでいます。寄付金付き自動販売機の設置にご協力

いただいた場合、本事業団では寄付者特典として、若手・女性研究者奨励金の応募枠を追加させていただきます。

2020年度の公募の概要（予定）は、表2のとおりです。詳細は、8月中に電子窓口に掲載予定の公募要領をご覧ください。

公募通知、応募様式等は電子窓口から新たに取得してください（前年度以前に取得した様式を使用することはできません）。また、応募書類の提出も電子窓口からとなります。郵送での提出はできませんので、ご注意ください。

表1 2019年度 若手・女性研究者奨励金 採択状況（参考）

区 分			若手研究者奨励金			女性研究者奨励金			若手・女性研究者奨励金合計		
			応募 (件)	採択 (件)	採択率 (%)	応募 (件)	採択 (件)	採択率 (%)	応募 (件)	採択 (件)	採択率 (%)
内 訳	学 校 種 別	大 学	126	26	20.6	125	26	20.8	251	52	20.7
		短期大学	10	5	50.0	11	5	45.5	21	10	47.6
	男 女 別	男 性	108	22	20.4	-	-	-	108	22	20.4
		女 性	28	9	32.1	136	31	22.8	164	40	24.4
	合 計		136	31	22.8	136	31	22.8	272	62	22.8

表2 2020年度 若手・女性研究者奨励金 公募の概要（予定）

対 象 研 究	①若手研究者奨励金：私立大学等に所属する、令和2年4月1日現在で39歳以下（昭和55年4月2日以降に生まれた者）の助教又はポスト・ドクター（一部の講師を含む）が1人で行う研究 ②女性研究者奨励金：私立大学等に所属する、女性の助教又はポスト・ドクター（一部の講師を含む）が1人で行う研究
対 象 研 究 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
応 募 件 数	原則として、1学校につき①、②それぞれ1件（同一法人が複数の大学等を設置している場合、学校ごとに①、②それぞれ1件ずつ応募ができます）
奨 励 金 額	1件40万円、総額約2,500万円（予定）
応 募 締 切	令和元年10月下旬
選 考 結 果	選考委員会にて選考のうえ、令和2年3月上旬に通知予定
奨 励 金 配 付 時 期	令和2年5月下旬を予定

○ 応募書類の提出期限（予定）
令和元年10月下旬

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
Eメール kifukin@shigaku.go.jp
03(3230)7317・7319

表 学術研究振興資金 分野別配付状況（参考）

年 度 分 野	2019年度		昭和51年度 からの累計	
	件数 (件)	配 付 額 (千円)	件数 (件)	配 付 額 (千円)
医 学	14	29,100	873	2,964,280
環 境 科 学	0	0	79	227,740
理 学	8	20,900	292	976,410
工 学	6	12,400	456	1,663,160
農 学	3	9,900	139	338,800
文 学	4	4,100	610	755,560
法 学	0	0	68	107,420
経 済 学	2	1,400	202	243,080
家 政 学	0	0	100	223,460
体 育 学	0	0	16	31,800
教 育 学	4	3,300	190	196,270
(旧)若手研究者奨励金	-	-	311	139,300
合 計	41	81,100	3,336	7,867,280

※学術研究振興資金事業としての「若手研究者奨励金」の配付は平成20年度から29年度までである。

本事業団理事長 清家篤の挨拶に続き、学術研究振興資金選考委員会委員長 只野金一氏から142件の応募に対し、18名の選考委員による書類審査及び学術研究振興資金選考委員会にて審議がなされ、41件が採択された旨の選考経過報告があり、出席いただいた研究者7名に、清家理事長から贈呈書が授与

私学事業団では、5月31日に「2019年度学術研究振興資金贈呈式」を、本事業団私学振興事業本部（九段事務所）講堂にて開催しました。
採択された41件の研究の中から、各分野の代表者（7名）に出席いただきました。

2019年度 学術研究振興資金 贈呈式

— 学術研究振興資金41件を贈呈 —

されました。

その後、各研究者から、取り組む研究の紹介があり、和やかな雰囲気のもと、分野の異なる研究者同士の交流がなされました。

※採択された研究課題は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼学術研究振興資金▼「学術研究振興資金 配付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎03(3230)7319・7320
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

表1 2019年度 学術研究振興資金 採択状況（参考）

区 分	応募 (件)	採択 (件)	採択率 (%)
新規・継続別			
新 規	111	21	18.9
継 続 2 年 目	17	12	70.6
継 続 3 年 目	14	8	57.1
学校種別			
大 学	136	40	29.4
短 期 大 学 (高等専門学校含む)	6	1	16.7
研究区分別			
人文・社会科学系	35	10	28.6
理工系、農学系	45	14	31.1
生物学系、医学系	62	17	27.4
学術研究振興資金 合計	142	41	28.9

私学事業団では、広く一般から寄付金を募り、「学術研究振興基金」を設けて、その運用益を「学術研究振興資金」として、大学・短期大学・高等専門学校に優れた研究に配付しています。2020年度の公募の概要（予定）は、表2のとおりです。詳細は、8月上旬に電子窓口に掲載予定の公募要領をご覧ください。

公募通知、応募様式等は電子窓口から新たに取得してください（前年度以前に取得した様式を使用することはできません）。また、応募書類の提出も電子窓口からとなります。郵送での提出はできませんので、ご注意ください。

2020年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募

なお、応募の際は、学校法人の理事長及び学（校）長連名の「推薦書」が必要です。

○ 応募書類の提出期限
令和元年10月17日（木）

表2 2020年度 学術研究振興資金 公募の概要（予定）

対 象 研 究	私立大学等に所属する研究者が2人以上で行う共同研究（私立大学等が付置する研究所の研究を含む）で、令和2年4月1日現在で1年以上の研究実績があるもの
対象研究期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
応 募 件 数	1学校につき1件（同一法人が複数の大学等を設置している場合、学校ごとに1件ずつ応募ができます）
資金配付金額	研究にかかる対象経費の2分の1以内（学校法人の負担額は配付希望額と同額以上が必要）で、自然科学分野は600万円、その他の分野は300万円を上限とし、総額8,000万円（予定）
応 募 締 切	令和元年10月17日（木）
選 考 結 果	選考委員会にて選考のうえ、令和2年3月上旬に通知予定
資金配付時期	令和2年5月下旬を予定

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎03(3230)7319・7320
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

活性化分析資料、資金収支計算書、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書（消費収支計算書）、貸借対照表、
学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与、教職員の年齢別平均給与（大学・短期大学のみ）、各財務比率など

経営分析に役立つ!

私学情報提供システムのご案内

私学事業団では、「学校法人基礎調査」をはじめとする各種調査等で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人～小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（「私学情報提供システム」）を行っています。

ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

1 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス

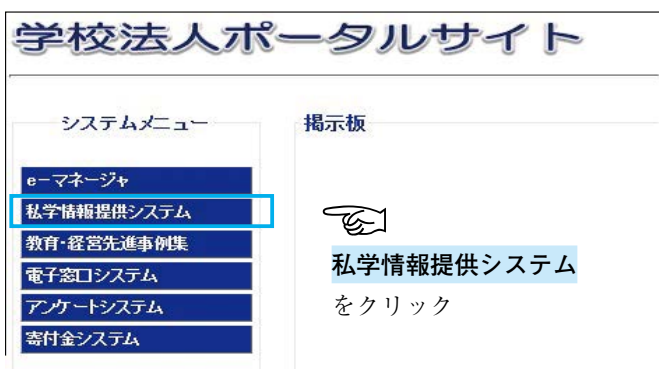


電子証明書をインポートしたパソコンから、私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、画面右上の「学校法人ポータルサイトへ」をクリック

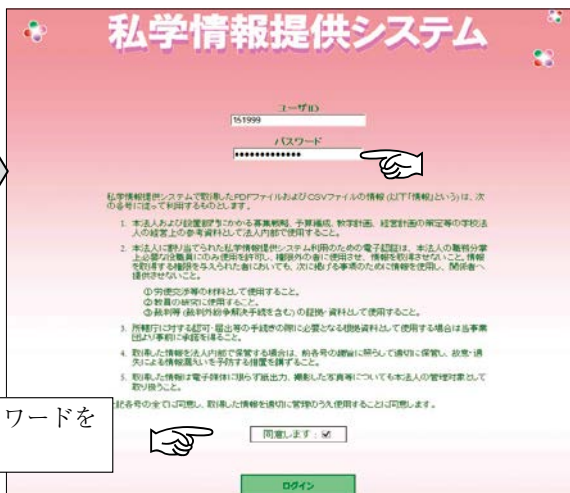


ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

2 利用するシステムを選択

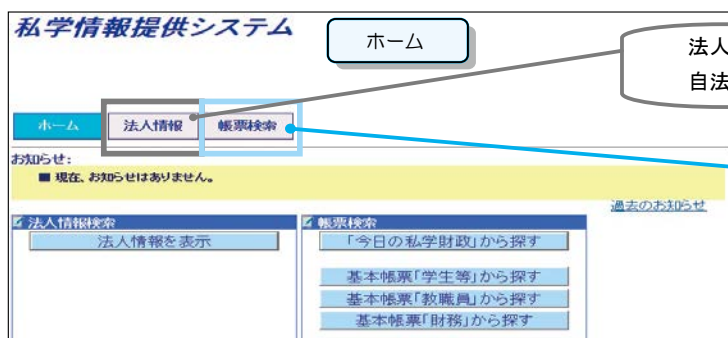


私学情報提供システム
をクリック



再度、ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、「同意します」にチェック

3 「私学情報提供システム」（ホーム）の画面へ移動



法人情報：
自法人・自学校のデータの閲覧及び出力が可能

帳票検索：
「今日の私学財政」や
各帳票の閲覧及び出力が可能

「法人情報」又は
「帳票検索」のいずれか
利用したい機能を選択



平成30年度 私立大学等改革フォーラムの報告

～私立大学等の取り組み事例を社会に発信～

私学事業団では、私立大学等改革総合支援事業等に選定された大学等の特色ある取り組みについての講演とパネルディスカッションを行い、私立大学等の改革を広く社会に発信することを目的として「私立大学等改革フォーラム」を開催しました。

大阪会場、東京会場合わせて248法人467名の理事長、学長、教職員など、幅広く大学関係者に参加していただきました。



私立大学等改革フォーラム（大阪会場）
講演の様子

講演では、私立大学等改革総合支援事業タイプ1及びタイプ5、研究ブランディング事業をテーマに選定大学等から改革の現状と特色ある取り組み事例を紹介していただきました。



私立大学等改革フォーラム（東京会場）
パネルディスカッションの様子

講演後は、ファシリテーターの大森共愛学園前橋国際大学学長進行によりパネルディスカッションを行い、大学改革の在り方についてご議論いただき、問題点を認識し解決するためのヒントを得ていただく機会を設けました。

フォーラム終了後、アンケートにご協力いただきましたので、その一部をご紹介します。

○講演に関すること

・大規模の総合大学から短期大学まで改革の当事者から話を聞くことができ、大学で抱えている課題を突破する糸口を探ることができました。

・単なる成功事例の紹介ではなく私学助成を通じた取り組みであったため、今後の補助金申請の点からも非常に参考になりました。

・各大学の素晴らしい取り組みは大変参考になりました。大学の領域は違っても、共通する重要な事柄が見えてきました。

○パネルディスカッションに関すること

・国策としての改革を学内でどのように説得力を持たせるのか、という観点で興味深く聞かせていただきました。

・大学改革を進めるための表面上の改革成果だけでなく、取り組み方法など、裏側の話も聞くことができて参考になりました。

○私立大学等改革フォーラムについて

日程・場所

【大阪会場】平成31年3月1日（金） 大阪ガーデンパレス

【東京会場】平成31年3月8日（金） 上智大学（ソフィアタワー）

プログラム【大阪会場、東京会場 共通】

時間	内容
13:00～	受付
13:30～	開会挨拶
13:45～	【講演1】東京都市大学「改革総合支援事業タイプ1」 講師：皆川 勝 氏（東京都市大学 副学長）
14:10～	【講演2】松本大学松商短期大学部「改革総合支援事業タイプ1」 講師：糸井 重夫 氏（松本大学松商短期大学部 短期大学部長）
14:45～	【講演3】甲南大学「改革総合支援事業タイプ5」 講師：長坂 悦敬 氏（甲南大学 大学長） 松下 賢一 氏（甲南大学 地域連携センター事務室 課長）
15:10～	【講演4】福山大学「私立大学研究ブランディング事業」 講師：松浦 史登 氏（福山大学 副学長）
15:45～	【パネルディスカッション】 ファシリテーター：大森 昭生 氏（共愛学園前橋国際大学 学長） パネリスト：皆川 勝 氏（東京都市大学 副学長） 糸井 重夫 氏（松本大学松商短期大学部 短期大学部長） 長坂 悦敬 氏（甲南大学 大学長） 松下 賢一 氏（甲南大学 地域連携センター事務室 課長） 松浦 史登 氏（福山大学 副学長）
16:30～	閉会

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課
私学助成改革推進担当
03（3230）7324・7265
Eメール hojokin@singaku.go.jp

令和元年度 特定健康診査の結果報告に ご協力をお願いします

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査の実施については、6月下旬に学校法人等宛てに係書類を送付しました。特定健康診査及び特定保健指導（以下、「特定健診等」といいます）にかかる学内掲示用ポスターを同封しましたので、加入者への周知に活用してください。また、被扶養者については、加入者を通じ、送付した特定健康診査受診券を使用して受診するように周知してください。

加入者の健診結果データの作成・提出

加入者の特定健康診査は、学校法人等が行う定期健康診断結果を活用し、学校法人等で健診結果データを作成・提出してください。

加入者の健診結果データの作成の際には、6月下旬に学校法人等へ送付したガイドブック（特定健診・特定保健指導元気ガイド事務担当者用）を参考にしてください。ガイドブックは私学共済ホームページからも閲覧できます。

提出時の必須項目の確認

健診結果データに不備があると特定保健指導の判定処理ができません。提出する際には、表の必須項目に漏れないよう確認してください。

表 必須項目

健診実施年月日 ①	
加入者番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール（食後採血か中性脂肪400mg/dl以上の場合）・中性脂肪(TG)
肝機能	GOT(AST)・GPT(ALT)・γ-GTP(γ-GT)
血糖	空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（食後3.5時間以上）②
尿検査	尿糖・尿蛋白
既往歴・自覚症状・他覚症状	
標準的な質問票 ③	「血圧」・「血糖」・「コレステロール（中性脂肪も含みます）」をそれぞれ下げる薬の使用の有無 喫煙の有無

例年、次の①～③の項目に不備が目立ちますので注意してください。

① 健診実施年月日

特定健康診査に代えることができる定期健診結果は、当該年度中に実施した健診に限ります。健診実施日が元年度中（平成31年4月1日～令和2年3月31日）であることを必ず確認してください。

② 空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（食後3・5時間以上）

血糖値の測定に際しては、定期健康

診断を実施する健診機関に確認し、空腹時血糖及びHbA1c（HbA1cの測定が難しい場合は随時血糖（食後3・5時間以上））を記入してください。

「健診結果データチェック機能」を使用することで、不備のない健診結果データ（Excel・XML・CSV）が作成できます。操作説明書を参照のうえ、ぜひ活用してください。

③ 標準的な質問票

特定健康診査では、健診結果の他に質問項目として「血圧」「血糖」「コレステロール（中性脂肪を含みます）」をそれぞれ下げる薬の使用の有無及び喫煙の有無の回答が必須です。

学校法人等が行う定期健康診断を健診機関へ委託する際には、この必須項目を含む健診結果の作成を依頼してください。

健診結果データチェック機能の活用

私学共済ホームページに掲載してい

健診結果データチェック機能の操作手順

- 1 私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ▶福祉事業関係▶特定健診・特定保健指導〕から「健診結果データチェック機能」を選択し「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードしてください。
↓
- 2 「健診結果・質問票項目」シートに対象者の健診結果を入力してください。
↓
- 3 健診結果入力後[メニュー]シートの**健診結果データチェック実行**ボタンを押し、入力した健診結果データのチェックを実行してください。
↓
- 4 入力した健診結果データに不備がある場合、エラーが表示されます。[エラーログ]シートからエラー内容を確認して、エラー箇所を修正した後、改めて前項3の要領で、データチェックを実行してください。
↓
- 5 入力した健診結果に不備がなければ[メニュー]シートの**提出データ等出力**ボタンを押し、CD-Rなどの電子媒体に健診結果データを保存してください。

◎保存されたファイル名は変更せず、そのまま提出してください。

私学事業団を含む医療保険者は、国から特定健診等の実施率の向上を強く求められています。3月には保険者別の平成29年度の特定健診等の実施状況が公表されました。

国が定めた特定健診等の実施率の目標を達成することで、後期高齢者支援金の負担が抑えられ、短期給付分掛金率の上昇の抑制につながります。必ず特定健康診査の健診結果を提出してください。

「資格取得報告書」等を提出する際の注意点

業務部 資格課

「資格取得報告書DL」「所属学校等変更報告書DL」を提出する際には、「事務連絡先電話番号」欄を忘れずに記入してください

図 資格取得報告書の「事務連絡先電話番号」欄

資格取得報告書		事務連絡先電話番号		代表者印欄	
下記のとおり報告します。		学校法人等 所在地		代表者印欄	
令和 年 月 日		学 法 人 等 校 名		印	
日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿		代表者名		担当者氏名	
☐ 21010 学校記号番号 ☐ 21020 新規資格取得 ☐ 21030 継続資格取得		事務連絡先電話番号 (必ず記入してください)		様式第一号第一欄開欄 ()	

教職員を採用したときには「資格取得報告書DL」を、学校法人等内で異動があったときには「所属学校等変更報告書DL」を提出することとなっています。

これらの書類には、学校法人等の「事務連絡先電話番号」欄（図参照）が設けてありますので、私学事業団へ登録して

いる電話番号を必ず記入してください。特に、電話番号のうち下4桁を所定のマス内に記入していただくことにより、

本事業団で確認している学校登録情報（電話番号）と学校記号番号を突き合し、誤った加入者登録を防いでいます。

記入漏れや記入誤りのないようお願いいたします。

また、学校記号番号についても記入漏れや記入誤りに注意してください。

「資格取得報告書DL」を提出する際の添付書類は不要となりました

「資格取得報告書DL」を提出する際には、基礎年金番号が確認できる書類の添付をお願いしていましたが、令和元年5月より、電子媒体での報告が可能となったことに伴い、添付書類を不要としました。

ただし、本事業団で必要と認めた場合は、提出をお願いすることがあります。

なお、基礎年金番号を記入する際には、誤りのないように必ず年金手帳又は基礎年金番号通知書等で確認してください。

マイナンバー制度における情報連携（照会事務）の本格運用が開始されました

企画室

私学事業団のマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用した年金等給付事業にかかる情報照会及び情報提供（以下「情報連携」といいます）の情報照会事務について

は、平成31年4月15日から試行運用を行っていましたが、このたび、令和元年7月1日から本格運用が開始されました。

本事業団への年金請求時に必要な添付書類の一部は、情報連携により確認することで、省略できるようになりました。

●省略可能な添付書類

・生計同一、生計維持の確認に必要な住民票関係（住民票の写し）

・地方税関係（課税証明書）など

ただし、年金請求にかかる事務手続きは、個々の条件により異なる場合もありますので、省略できない書類やその他必要な書類を求めることがあります。

添付書類については、各年金請求書に同封されている案内文をご覧ください。

なお、情報提供事務については、6月から試行運用が開始されています。

私学共済ホームページの施設検索機能をご活用ください

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページ（加入者用ページ）では、7月17日から、私学事業団が加入者等の福利厚生を目的として契約している施設等について、都道府県や用途（人間ドック契約施設、厚生施設、健康増進宿泊施設等）に応じた絞り込み検索ができるようになりました。

契約施設の内容は随時更新しますので、新規契約施設や『私学共済ブック2019』（保健・宿泊編）発行後の最新の利用料金等を私学共済ホームページで確認することができます。夏休みにぜひ活用してください。

掲載場所：私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶福祉事業のご案内▶契約施設検索〕

※加入者用ページ（ログイン）のユーザー名とパスワードは、加入者向広報「レター」でご確認ください。

図 施設検索機能イメージ

分類：人間ドック契約健診施設一覧
百貨店割引一覧
専門店割引
割引葬祭店一覧
スポーツ施設一覧
厚生施設一覧
健康増進宿泊施設一覧
相互利用契約施設一覧

都道府県：
検索ワード：

掲載場所：私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶福祉事業のご案内▶契約施設検索〕

※加入者用ページ（ログイン）のユーザー名とパスワードは、加入者向広報「レター」でご確認ください。

図 施設検索機能イメージ

掲載場所：私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶福祉事業のご案内▶契約施設検索〕

※加入者用ページ（ログイン）のユーザー名とパスワードは、加入者向広報「レター」でご確認ください。

図 施設検索機能イメージ

掲載場所：私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶福祉事業のご案内▶契約施設検索〕

加入者貸付制度のご案内

福祉部 貸付課

加入者貸付制度は、加入者が臨時に資金を必要とする際などにその資金を貸し付ける制度です。なお、貸付利率変更を含めた加入者貸付制度の見直しを令和元年11月に予定しています。

目的に応じた6種類の貸付け

一般貸付 車の購入など臨時の資金に
教育貸付 入学費用、授業料に
結婚貸付 結婚費用に

住宅貸付 住宅の購入、リフォーム費用に

災害貸付 非常災害時に
医療貸付 5日間以上の入院に

各貸付けの詳細は、「令和元年版事務の手引」893～954ページを参照してください。

※団体信用生命保険 住宅貸付を借り

受けている加入者が償還途中に死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度です(任意加入)。

貸付けの共通事項

●貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある

加入者(住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上)が申し込みの対象となります。

なお、加入者貸付は在職中の加入者が対象となるため、任意継続加入者は申し込みの対象なりません。

●貸付けの利率(変動金利)

年2・26%(災害貸付は年2・00%)
令和元年8月1日現在

●貸付けの申し込み手続き

- ・手続きは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- ・申込締め切り日は毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります。
- ・毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日送金も行っています。なお、22日送金を希望する場合は、貸付申込書右下「貸付送金日」欄の「22日」に○印を付けてください。
- ・貸付金額及び償還回数は、私学共済ホームページをご覧ください。

●貸付けの償還

- ・返済は毎月の償還額が一定となる元利均等償還です。定期償還額を学校法人等が報酬等から控除し、本事業団に払い込みます。
- ・償還途中に貸付金残額の全部又は一部を任意に償還できます。
- ・加入者の資格喪失時は、一括全額返済(即時償還)しなければなりません。退職手当を支払う場合は、学校法人等が控除し、償還額に充てます。

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

業務部 短期給付課

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受ける場合、保険適用の療養費として支給対象となるのは、次の傷病に限られます。

支給対象となる傷病とならない傷病

●支給対象となる傷病

- ・外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
- ・骨折・脱臼の施術は応急手当のみです。応急処置後の施術には医師の同意が必要です。

●支給対象とならない傷病

- ・単なる肩こり
- ・スポーツ等による筋肉疲労
- ・病気(神経痛・リウマチ等)からくる痛みやこり
- ・単なるマッサージ代わりの利用など
- ・症状改善がみられない長期の施術

施術内容を照会することがあります

柔道整復師の施術のうち、保険適用の療養費として支給対象となるのは一部の施術のみです。

私学事業団では、施術内容が療養費の支給範囲かどうか確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容等の照会を行う場合があります。照会文書(個

別に封入されています)を学校法人等に送付しますので、該当の加入者に配付をお願いします。

●照会内容

- ・施術した負傷の原因
- ・通院期間
- ・施術した部位 など

●照会の回答方法

- ・施術内容の照会を受け取った加入者は、施術を受けたときのご自身の記憶や施術を受けたところで交付された施術日の領収書などから、わかる範囲で記入してください。記憶が曖昧な箇所は無理に記入せず、「曖昧である」旨をその箇所に記入してください。
- ・記入した回答書は、同封されている返信用封筒で返信してください。宛て先は本事業団の委託先(今年度は株式会社オークス)となります。

●よくある問い合わせ

Q 施術内容の照会文書を受け取りましたが、何のために回答するのですか。

A 接骨院・整骨院で保険適用となる施術は限られているため、保険適用外の施術が含まれていないかを確認し、保険診療の適正化を図ることが目的です。接骨院や整骨院の受診を制限するものではありません。

Q この照会文書は誰が回答するので

A 記入も含め、施術を受けた本人が回答してください。

添付書類	内 容
③子どもが夫の健康保険から被扶養者取り消しとなった年月日の確認できる証明書（国民健康保険の場合は国民健康保険証の写し）	子どもの認定年月日を確定（確認）するための書類です。なお、国民健康保険からの切り替えの場合は届け出があった日（消印により発信年月日が確認できる場合はその日）からの認定となります。被扶養者認定後に加入者被扶養者証を市区町村に持参して、国民健康保険を脱退する手続きをしてください。

ポイント

子どもが18歳以上の場合は、子どもの収入を確認する書類（注）も必要です。

Q3

離婚をしたため、夫が扶養している子どもを私（加入者）の扶養に切り替えたいのですが、必要な添付書類は何ですか。

A 離婚した場合は、子どもの親権を持つ親に扶養の優先権があるとみなしますので、親権を持っていれば加入者の被扶養者に扶養替えすることができます。添付書類は次のとおりです。

子どもの年齢	添付書類	内 容	
子 ども が20歳未満の場合	①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日、親権者の氏名及び親権を得た日（認定年月日）を確認します（住民票は不可）。	
子 ども が20歳以上の場合	①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します（加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。 ただし、マイナンバーの記載のないもの ）。	*子どもと加入者が同じ戸籍の場合は、加入者の戸籍謄本のみで可。
	②加入者の戸籍謄本又は抄本	子どもが20歳以上の場合は親権を決める必要がないので、加入者の戸籍謄本又は抄本で離婚日を確認します。	

ポイント

- 1 子どもが18歳以上の場合は、子どもの収入を確認する書類（注）も必要です。
- 2 離婚した相手の収入比較の書類は不要です。

（注）子どもの収入を確認する書類については、「令和元年版 事務の手引」118頁「被扶養者認定にかかる生計維持関係の添付書類（一般例）」を参照してください。

図 被扶養者認定申請書（見本）

被扶養者認定申請書

下記の通り申請します。

年 月 日

下記の申請は事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等所在地

学 校 法 人 等 名

代 表 者 名

事務連絡先電話番号（必ず記入してください）

郵便番号

市外局番

局 番

番 号

代表者証明印欄

印

担当者氏名

21160

加入者番号

加入者氏名

「加入者の年間所得推計額」欄

得 年 月 日

加入者の年間所得推計額

01

配偶者

世帯別

郵便番号

フリガナ

生 年 月 日

続 柄

性別

職業

年間所得推計額

扶養手当

理由

年 月 日

※ 認 定 年 月 日

※ 事業団認定入籍

01

子ども・父母等その他家族

世帯別

郵便番号

フリガナ

生 年 月 日

続 柄

性別

職業

年間所得推計額

扶養手当

理由

年 月 日

※ 認 定 年 月 日

※ 事業団認定入籍

「扶養手当」欄

※本誌11月号及び12月号にも他の被扶養者認定申請事例を掲載する予定です。

被扶養者認定申請事例（子どもの認定）

業務部 資格課

私学共済制度では、3親等内の家族で主として加入者の収入で生計を維持している人のうち、被扶養者としての要件を備えてから30日以内に私学事業団に申請し、認定された人は、被扶養者として保険診療等の短期給付を受けることができます。本誌では被扶養者認定の具体的な事例として、子どもの認定申請について説明します。被扶養者の基本的な事項は、「令和元年版 事務の手引」101頁 第7章 被扶養者を参照してください。

共済業務

Q1 子どもが生まれたので被扶養者として認定したいのですが、必要な添付書類は何ですか。

A 加入者と配偶者の年間収入を比較して加入者の方が多い、又は同程度（差額が1割以内の範囲）であれば認定できます。添付書類は次のとおりです。

添 付 書 類	内 容
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します（加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。 ただし、マイナンバーの記載のないもの ）。
②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票、所得証明書又は年収見込証明書	加入者と配偶者の収入を比較する書類です。 *被扶養者認定申請書の「加入者の年間所得推計額」欄（12頁図参照）に、学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。

ポイント

- 配偶者がすでに被扶養者として認定されている場合、又は加入者の勤務先から**扶養手当が支給される場合**は、加入者と配偶者の収入比較が必要ないため、**②の書類は不要です**。扶養手当が支給されている場合は、被扶養者認定申請書の「扶養手当」欄（12頁図参照）を必ず記入してください。
- 配偶者が前年の途中で就職や転職した場合など、源泉徴収票や所得証明書で確認できる収入額が変動している場合は、認定日以降の収入を確認するため、年収見込証明書を提出してください。なお、**育児休業等により休業し報酬が減額又は無給となっても、休業前の報酬（減額する前の報酬）で収入比較します**ので、休業しなかったと仮定した状態の年収見込証明書が必要です。
- 戸籍謄本等に代えて市区町村が発行する出生届受理証明書を添付するときも、必ず原本を提出してください。母子手帳の写しでは対応していません。



Q2 昇任して私（加入者）の収入が増えたので、夫の扶養になっている子どもを私の扶養に切り替えたいのですが、必要な添付書類は何ですか。

A 加入者の収入が増加し配偶者の収入より多くなった場合、配偶者の健康保険の被扶養者になっていた子どもは、加入者の被扶養者に扶養替えすることができます。添付書類は次のとおりです。

添 付 書 類	内 容
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します（加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。 ただし、マイナンバーの記載のないもの ）。
②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票、所得証明書又は年収見込証明書	加入者と配偶者の収入を比較する書類です。扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照）。 *被扶養者認定申請書の「加入者の年間所得推計額」欄（12頁図参照）に、学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。標準報酬の報告漏れがないよう
ご注意ください

標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額）は、毎月の掛金等の計算や、将来の年金等給付を算定する基となる重要なものです。

報告の際は、「事務の手引」1105頁「事由別事務手続早見表」及び各掲載頁を参考にしてください。

標準報酬にかかる主な報告書類は、次のとおりです。

- ・毎年7月に必ず報告（4・5・6月の報酬）
⇒「標準報酬基礎届書」
- ・賞与等が支払われたとき ⇒「賞与等支給報告書」
- ・身分変更や転居などで固定的給与が変わり、報酬が大きく変わったとき（従前と比べ2等級以上の増減）
⇒「標準報酬月額改定届書」
- ・その他、要件に該当した場合には即時改定用や、産休・育休終了時者用の標準報酬月額改定届書の提出が可能です。

報告に基づく処理結果として、私学事業団受付日から約2週間後に「学校法人等用」及び「加入者用」の「確認通知書」を学校法人等宛てに送付します。加入者用の「確認通知書」は必ず各加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

掛金等の請求時期は、学校法人等用の確認通知書に、処理が反映される調定月の記載をしています。

なお、2年以上遡及しての報告・訂正等は、処理することができませんので、報告漏れのないよう十分留意してください。

※令和元年の「標準報酬基礎届書」の提出期限が過ぎています。まだ、提出していない場合は、至急提出してください。

【業務部 資格課】

特定健診結果と健康情報冊子「QUPiO Plus（クピオプラス）」を送付します

学校法人等から提出された特定健診データに基づく健診結果を掲載した健康情報冊子「QUPiO Plus」を順次送付します。特定保健指導の対象者には特定保健指導利用券とガイドブックを同封しますので、加入者への配付をお願いします。

なお、健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載されている認証コードで「QUPiO Plus」Web版にログインすると健康情報を入手でき、ヘルスケアポイントが付与されます。ぜひ活用してください。

【福祉部 保健課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

9月24日（火）送金分は8月30日（金）が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

令和元年度都道府県事務担当者協議会を開催しました

7月19日（金）に大阪ガーデンパレスにおいて、各都道府県私学主管課の担当者にご出席いただき、私学事業団の業務及び都道府県補助金について一層の理解を深めるために、都道府県事務担当者協議会を開催しました。

【総務部 総務課】

加入者向広報「レター」9月号等を発送します

加入者向広報「レター」9月号等を9月上旬から学校法人等宛てに順次発送します。送付部数は7月末現在の加入者数です。詳しくは送付状を確認してください。

【広報相談センター 広報班】

8月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 7月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(木)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
23日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金等 7月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 8月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日(金)	貸付 9月24日送金申し込み締め切り

9月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金等 7月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 8月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限（必着）
13日(金)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和元年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
 - ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
 - ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ「助成業務のご案内▶融資▶貸付金に係る返済について(令和元年9月分)」も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいています。

また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員を対象に閲覧に供していますので、ご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

私学事業団では、私立学校の寄付募集の取り組みを紹介する情報サイトを提供しています(私学事業団ホームページ「私立学校寄付金ポータルサイト」)。

●私立学校寄付金ポータルサイトの特長

- ① すべての私立学校が対象となります。
- ② 私立学校の特色等から寄付先の私立学校を選択できるよう、サイト内に記載されたさまざまなワードが検索対象となる、フリーワードによる検索機能があります。
- ③ 寄付金の使い道や所在地等、寄付者の視点で私立学校を検索できます。
- ④ 学校のホームページとリンクできます。
- ⑤ 掲載費用は無料です。また、インターネットに関する技術や知識も必要ありません。

●私立学校寄付金ポータルサイトへの掲載方法

大学～小学校を設置する学校法人につきましては、本事業団の電子窓口でファイル提出が可能です。電子窓口の電子ファイル配付(寄付金課)をご確認ください。提出後2、3日程度で掲載します(平成29年1月10日付け私振寄第88号参照)。



幼稚園や専修学校のみを設置する学校法人につきましては、確実にファイルをやり取りするため、個別対応をいたします。詳細は寄付金課までお問い合わせください。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp



宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<https://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT Gp 広島カーテンパレス

〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1122(代表)
 JR「広島」駅、新幹線口から徒歩5分
<https://www.hotelgp-hiroshima.com/>

広島平和記念資料館が今年4月にリニューアルオープンし、原爆投下当時の悲劇から復興までの道程を詳しく紹介しています。広島にお越しの際は、ぜひお訪ねください。

和洋食buffeプラン

ツインルーム 1泊朝食付(2名1室/1名様) 7,772円

取扱期間: 通年

・広島の名産を取り入れた、和洋buffeの朝食が付いた宿泊プランです。



広島平和記念資料館

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT Gp 仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)
 JR「仙台」駅東口から徒歩3分。地下鉄東西線「宮城野通」駅北1出口から徒歩1分
<https://www.hotelgp-sendai.com/>

「杜の都」として豊かな自然と都市が調和する仙台市。市内の青葉山に位置する仙台城址からは、その美しい市街を一望できます。仙台ガーデンパレスを拠点に「杜の都」を散策してみませんか。

北海道産とろほっけとマグロ刺身付き 1泊2食付きプラン

ツインルーム 1泊2食付(2名1室/1名様) 9,800円～

取扱期間: (年末年始・ホテル指定日を除きます)

・北海道産とろほっけにマグロの刺身とずんだ餅が付いたプランです。
 ・同じ料金で「国産牛ステーキ」、「きんき一夜干し」もご用意できます。
 ※両プランとも、令和元年10月以降に料金を改定する予定です。



(上) 仙台城址から眺める仙台市街



(左) 北海道産とろほっけ夕食(イメージ)

融資事業のご案内

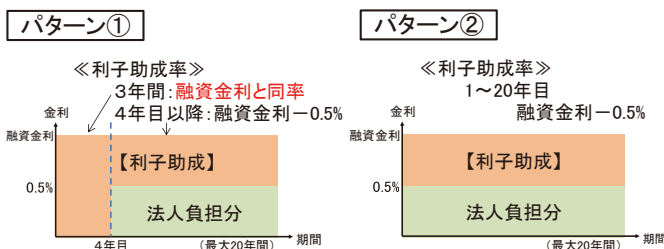
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図: 返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
 ※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和元年7月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%	年%
校(園)舎などの建築・用地取得	0.60	0.38	0.302	0.402
寄宿舎などの建築・用地取得	0.70	0.48	0.402	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.302	(5.5年以内) 0.302

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となります。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868
 Eメール yushi@shigaku.go.jp